

関係法令

1 食料・農業・農村政策審議会農業保険部会関連

・食料・農業・農村基本法（抄）	・・・・・・・・	1
・食料・農業・農村政策審議会令	・・・・・・・・	3
・食料・農業・農村政策審議会議事規則	・・・・・・・・	7
・食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について	・・・・・・・・	9
・食料・農業・農村政策審議会農業保険部会運営内規	・・・・・・・・	12

2 農業共済関連

・農業保険法（抄）	・・・・・・・・	14
・農業保険法施行規則（抄）	・・・・・・・・	15
・農業保険法第144条第1項の農林水産大臣が定める区分を定める件	・・・・・・・・	16

3 薬事関連

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抄）	・・・・・・・・	18
-------------------------------------	----------	----

○食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第三十条 (略)

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四

十四年法律第五十八号)、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)、有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)、都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

- 第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。
- 2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
 - 3 委員は、非常勤とする。
 - 4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十九号）（抄）

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百十六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(幹事)

- 第七条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。
 - 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会議に諮って定める。

附則 (略)

食料・農業・農村政策審議会議事規則

〔平成19年7月12日
食料・農業・農村政策審議会決定〕

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成12年政令第289号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。ことができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、相当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成 20 年 3 月 7 日改正
平成 20 年 5 月 15 日改正
平成 20 年 7 月 25 日改正
平成 21 年 1 月 27 日改正
平成 21 年 7 月 23 日改正
平成 23 年 9 月 1 日改正
平成 26 年 3 月 28 日改正
平成 27 年 10 月 22 日改正
平成 29 年 7 月 26 日改正
平成 30 年 5 月 16 日改正
平成 30 年 10 月 4 日改正
令和 3 年 7 月 16 日改正
令和 4 年 7 月 1 日改正
令和 4 年 9 月 29 日改正

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	1 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
基本法検証部会	諮問（4 政第 162 号令和 4 年 9 月 29 日）に関する事項を調査審議すること。
食料産業部会	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、農

	業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹・有機部 会	果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）及び有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部 会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部 会	1 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、鶏卵生産者の経営安定のための施策に関する事項を調査審議すること。
農業保険部 会	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式並びに農業経営収入保険の保険料標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興 整備部 会	1 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）及び都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

- 第 2 条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第 3 条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課、広報評価課、環境バイオマス政策課
基本法検証部会	大臣官房政策課
食料産業部会	大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課

食糧部会	農産局農産政策部企画課
果樹・有機部会	農産局園芸作物課、農産政策部農業環境対策課
甘味資源部会	農産局地域作物課
畜産部会	畜産局総務課
農業保険部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

○食料・農業・農村政策審議会農業保険部会運営内規

平成十九年十月三十日
食料・農業・農村政策審議会農業共済部会決定
令和元年五月二十七日改正

第一条 食料・農業・農村政策審議会農業保険部会（以下「部会」という。）の運営については、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号。以下「令」という。）、食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定。以下「議事規則」という。）及び食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定）に規定するもののほか、この内規の定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により、部会に家畜共済小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議させる。

一 家畜共済に係る診療点数に関する事項

二 家畜共済に係る薬価基準に関する事項

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 第二条各号に掲げる事項の調査審議は、それぞれの事項ごとに部会長が指名する専門委員（令第二条第二項に規定する専門委員をいう。以下同じ。）が行う。

第五条 小委員会に座長を置き、部会長が専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議の議長となり、議事を運営する。

3 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第六条 小委員会の庶務は、農林水産省経営局保険監理官において処理する。

第七条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

○農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)(抄)

(共済掛金率)

第四百四十四条 死亡廃用共済の共済掛金率は、共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めるときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この条において同じ。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

② 疾病傷害共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、次に掲げる率を合計して得た率とする。

一 疾病及び傷害による損害(次号に規定する診療技術料等を除く。)に対応する基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める率

二 診療技術料等(疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるものをいう。)に対応する基準共済掛金率を下回らず、農林水産省令で定める率を超えない範囲内において事業規程等で定める率

③ 前二項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと、前項各号に規定する損害の区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める。

④ 前項の共済掛金標準率は、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと及び第二項各号に規定する損害の区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

⑤ 前項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

○農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）（抄）

（定義）

第一条（略）

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一（略）

二 共済掛金区分 農作物共済にあつては法第三百三十七条第一項に規定する共済掛金区分、家畜共済にあつては死亡廃用共済又は疾病傷害共済の別ごとの法第四百四十四条第一項に規定する共済目的の種類、果樹共済にあつては法第四百九条第一項に規定する収穫共済掛金区分及び樹体共済掛金区分、畑作物共済にあつては法第五百四十四条第一項に規定する共済掛金区分、園芸施設共済にあつては法第六十条第一項に規定する共済掛金区分

三・四（略）

（疾病傷害共済の損害の額の算定方法）

第一百七十七条 法第四百四十五条第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得た金額の百分の九十に相当する金額とする。

②（略）

（家畜共済に係る保険金の算定）

第六十六条 令第二十三条第三項第二号の共済事故による損害に応じて算定される金額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用のうち法第四百四十四条第二項第二号に規定する診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を第一百七十七条第一項の農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得た金額の百分の九十に相当する金額（その金額が、組合等が支払うべき共済金の額を超えるときは、当該共済金の額）とする。

○農業保険法第四十四条第一項の農林水産大臣が定める区分を定める件（平成三十年三月二十七日農林水産省告示六百二十五号）

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四十四条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める区分を次のように定める。

農業保険法第四十四条第一項の規定により農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して定める区分は、死亡廃用共済に係るものにあつては別表第一、疾病傷害共済に係るものにあつては別表第二に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一（死亡廃用共済）

共済目的の種類		区分
牛		搾乳牛
繁殖用雌牛		満二十四月齢以上の肉用牛の雌であつて、搾乳の用に供されるもの
育成乳牛 (子牛等選択あり)		満二十四月齢以上の肉用牛の雌であつて、繁殖の用に供されるもの
育成乳牛 (子牛等選択なし)		満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛及び牛の胎児（以下「子牛等」という。）を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）及び牛の胎児のうち乳牛であるもの
育成・肥育牛 (子牛等選択あり)		満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
育成・肥育牛 (子牛等選択なし)		搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの
乳用種種雄牛		搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
肉用種種雄牛		種雄牛であつて、乳用種に属するもの
		種雄牛であつて、肉用種に属するもの

別表第二（疾病傷害共済）

豚	馬					牛	共済目的の種類			
	種豚	種雄馬	一般馬	肉用種種雄牛	乳用種種雄牛			肉用牛 (子牛選択なし)	肉用牛 (子牛選択あり)	乳用牛 (子牛選択あり)
種豚	種雄馬	繁殖用雌馬及び育成・肥育馬	種雄牛であって、肉用種に属するもの	種雄牛であって、乳用種に属するもの	除く。	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）	限る。）	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）

豚	馬				
	群単位肉豚	特定肉豚	種豚	種雄馬	育成・肥育馬
群単位肉豚	特定肉豚	種豚	種雄馬	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	満三十六月齢以上の馬の雌であって、繁殖の用に供されるもの

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抄）（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）

（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認）

第十四条 医薬品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。）、医薬部外品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。）又は厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

②～⑱（略）

（廃棄等）

第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若しくは再生医療等製品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは再生医療等製品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、貸与され、若しくは授与された医療機器、同項の規定に違反して電気通信回線を通じて提供された医療機器プログラム、第四十四条第三項、第五十五条（第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の四及び第六十八条の十九において準用する場合を含む。）、第五十五条の二（第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。）、第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条第二項（第六十条、第六十二条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。）、第六十五条、第六十五条の五若しくは第六十八条の二十に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品、第二十三条の四の規定により基準適合性認証を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十四条の二第一項若しくは第三項

第三号若しくは第五号から第七号まで（これらの規定（同項第五号を除く。）を第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品、第七十五条の三の規定により第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二の八第一項（第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二十八第一項（第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。

②④（略）